

# 県土整備部 設計・施工一括発注（試行）実施要領

## 1 対象工事

比較的高度又は特殊な技術力を要し、民間の技術開発の進展の著しい工事であるとともに、設計技術が施工技術と一体で開発されるなどにより個々の建設業者が有する設計・施工技術を一括して活用することが適当な工事で、工事目的物の機能・性能の向上、環境の確保、工期短縮、コスト縮減等が可能となる技術提案が期待されるものであり、かつ、契約担当者（財務規則第2条第8号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が必要と認めた工事を選定するものとする。

## 2 技術審査会の設置

(1) 県土整備部技術審査会（以下「技術審査会」という。）の組織等については、技術審査会規約で別に定める。

(2) 技術審査会は下記業務を行う。

設計・施工一括発注に係る実施内容の審査

設計・施工一括発注に係る技術提案の審査

設計・施工一括発注に係る審査結果の公表

## 3 設計・施工一括発注の実施

(1) 契約担当者は、設計・施工一括発注に付す工事を選定した場合は、当該工事に係る設計・施工一括発注に係る実施内容（技術提案を求める範囲、入札手続、スケジュール及び落札者決定基準等）を県土整備部県土企画局技術企画課長（以下「技術企画課長」という。）に提出する。

なお、総合評価競争入札による場合は、上記の資料に加え、総合評価の実施等に係る学識経験を有する者の意見（地方自治法施行令第167条10の2第4項の規定に基づく意見、及び同条第5項の規定に基づく意見のうち実施時に伺う意見）を付して県土整備部県土企画局契約管理課長（以下「契約管理課長」という。）に提出する。

(2) 技術企画課長（または契約管理課長）は、設計・施工一括発注に係る実施内容について技術審査会の承認を得た後、契約担当者に対し承認通知を行う。

(3) 契約担当者は、上記の承認通知後、速やかに工事発注手続を開始する。

## 4 募集手続

(1) 契約担当者は、一般競争入札又は公募型一般競争入札に係る入札公告を行う際に、設計及び施工方法等に関する技術提案書（以下「技術提案書」という。）を求めることを明示する。

なお、契約担当者は、技術提案書に係る資料の作成要領を作成し、入札説明書と併せて交付する。

(2) 技術提案書は、一般競争入札に係る入札参加資格確認資料または公募型一般競争入札に係る入札参加申込資料の提出の際に併せて提出するものとする。

## 5 手続に要する日数

一般競争入札による場合は別紙1に、公募型一般競争入札による場合は別紙2に示す日数を標準とする。

## 6 技術提案書の提出

(1) 技術提案書を求める範囲

設計・施工一括に係る技術提案を求める範囲は、工事目的物の機能・性能の向上、環境の確保、工期短縮、コスト縮減等が可能となる技術提案を期待できるもので、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から工事特性に応じて定めることとし、原則として工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

(2) 技術提案書を求める部分の位置付け

技術提案書を求める部分については、原則として設計及び施工方法等を指定しない。

7 技術提案書の作成説明会

契約担当者は、必要があると認めるときには、技術提案書の作成説明会を実施することができる。

8 技術提案書の審査等

(1) 技術提案書の審査に当たっては、落札者決定基準に基づき設計及び施工の確実性、安全性及び経済性等を評価する。

(2) 契約担当者は、技術提案書の採否及び技術提案の改善についての検討を行い、意見を付して技術審査会に諮る。

(3) 契約担当者は、技術提案書の採否及び技術提案の改善について検討を行うに当たっては、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取し、その意見を併せて技術審査会に諮る。

(4) 技術提案書の採否については、技術提案書を提出した入札参加者に通知するものとする。その際、技術提案書の内容が適正と認められなかった場合には、その理由を付して行うものとする。

9 技術提案書のヒアリング・技術提案の改善（技術対話）

契約担当者は、必要があると認めるときには、技術提案書のヒアリングを実施することができる。また、必要があると認めるときには、入札参加者に技術提案の改善（技術対話）を求めることができる。

10 技術提案内容の保護

技術提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術提案についてはこの限りではない。

11 責任の所在

契約担当者が技術提案書を適正と認めることにより、設計図書において設計及び施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

12 入札公告及び特記仕様書に明示する事項

技術提案を募集する場合には、入札公告等に次の事項を加える。

(1) 入札公告

当該工事が、設計・施工一括発注方式の試行工事であること。

技術提案書の採否を通知すること。

技術提案書の作成説明会を開催すること。（技術提案書の作成説明会を開催する場合）

技術提案書のヒアリングを実施すること。（技術提案書のヒアリングを実施する場合）

(2) 特記仕様書

(1)の内容の詳細

上記10技術提案内容の保護に関すること。

上記11責任の所在に関すること。

### 13 その他

(1) 一般競争入札による場合は、この要領によるほか建設工事に係る一般競争入札実施要領の規定による。

(2) 公募型一般競争入札による場合は、この要領によるほか建設工事に係る公募型一般競争入札実施要領の規定による。

(3) 総合評価競争入札による場合は、この要領によるほか総合評価競争入札試行要領の規定による。

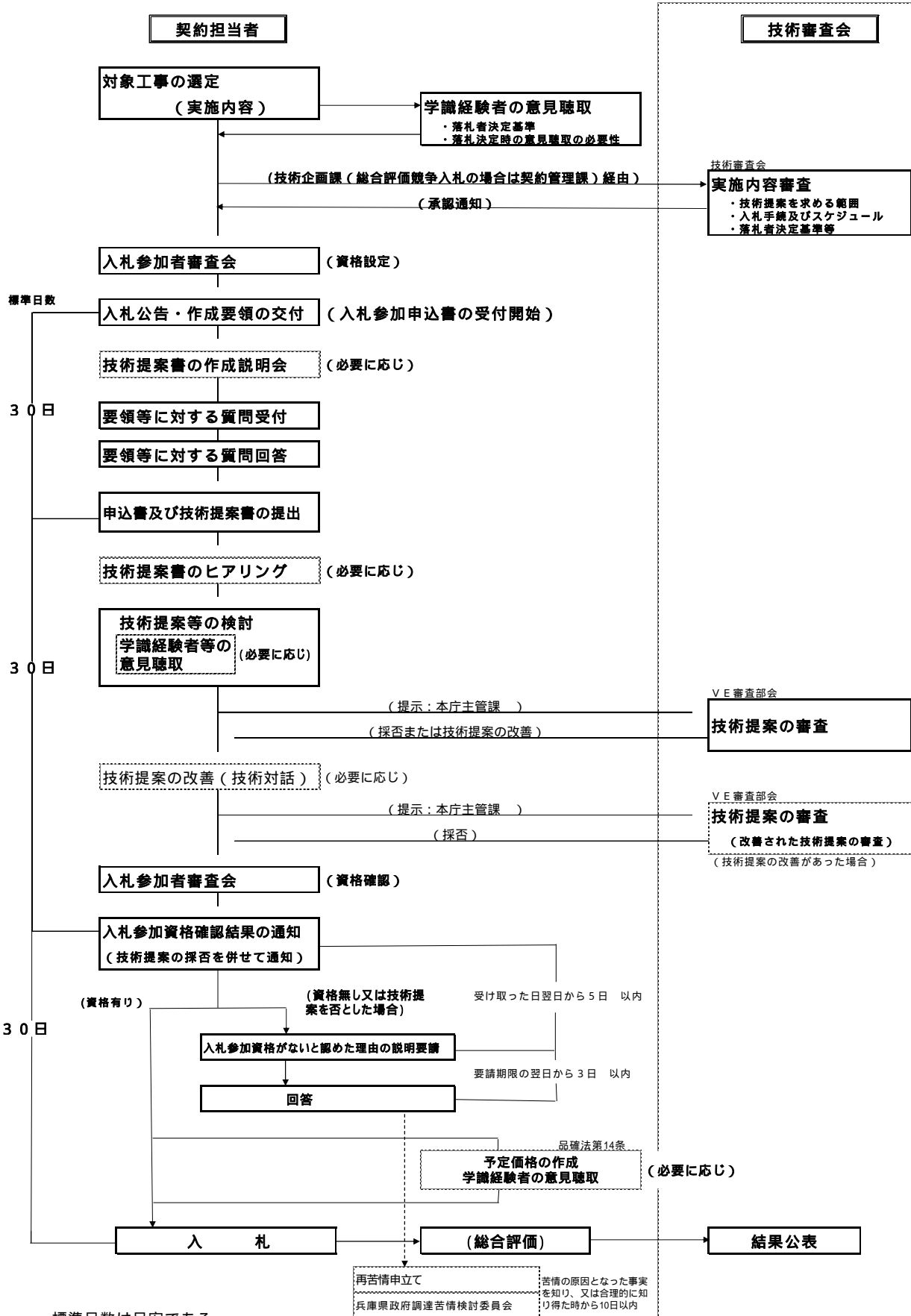
### 付 則

この要領は、平成16年6月11日より施行する。

平成18年4月1日一部改正（組織の改編に伴う変更）

平成31年4月1日一部改正

(参考) 県土整備部 設計施工一括発注(試行)実施フロー (一般競争入札の場合)



標準日数は目安である。  
は、行政機関の休日を含まない。

(参考) 県土整備部 設計施工一括発注(試行)実施フロー (公募型一般競争入札の場合)

